

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第 1 4 回特定個人情報保護評価専門部会			
事務局 (担当課)		総務局情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)			
開催日時		令和 2 年 1 2 月 1 8 日 (金) 午後 2 時 3 0 分 ~ 午後 4 時			
開催場所		相模原市役所本館 2 階 第 1 特別会議室			
出席者	委員	3 人 (別紙のとおり)			
	その他	1 2 人 (保健企画課総括副主幹、同主事、同主事、 介護保険課総括副主幹、同主事、同主事、 区政推進課総括副主幹、同主任、 情報政策課主査、同主任、同主事、同主事)			
	事務局	3 人 (情報公開課課長、同総括副主幹、同主査)			
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数
公開不可・一部不可の場合は、その理由		審議内容が相模原市情報公開条例第 7 条第 5 号に該当することから、相模原市審議会等公開基準第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、非公開。			
会議次第		<p>議題</p> <p>1 諮問事案に係る調査審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金事務に関する特定個人情報保護評価 (再実施) について</li> <li>・介護保険事務に関する特定個人情報保護評価 (再実施) について</li> <li>・住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価 (再実施) について</li> </ul> <p>2 その他</p>			

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり

( は委員の発言、 は実施機関及び事務局の発言 )

### 議 題

#### 1 諮問事案に係る調査審議について

- ・国民年金事務に関する特定個人情報保護評価について調査審議を行った。

「ＩＣカードによる職員認証において、事務単位での認証を実施し」とあるが具体的にはどのようなことを実施しているのか。

パソコンにログインする方法で、認証の方法として、一人１枚もっているＩＣカードでログインして、さらに、本人が設定したパスワードを入力してログインしている。また、その中で業務システムにログインする際に、指紋認証を使ってログインしており、３段階で認証している。

この事務については、パソコンに認証してログインしたとしても、その後のアクセス管理をきちんとやっているということであれば、「アクセス制御をきちんとしてる」と記載した方がよい。

「自己点検を実施する」と記載されているが、「自己点検を実施している」と記載した方がよい。

自己点検や監査、教育・啓発について、毎回「十分に行っている」と記載しているが、これらは、「特に力を入れて行っている」ことにすることが可能な項目である。この評価書制度が始まって５年程度経ったので、相模原市として、「特に力を入れている」ところがあってもいいと思う。例えば、人材育成に力を入れているとか、そういった取り組みを期待する。評価書として妥当でないわけではないが、さらに改善したところを見たいという意見である。

「個人情報を収集する際は、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する」とあるが、具体的にはどのようなことを行っているのか。

マイナンバーカードが書かれた申請書が届いた際に、その申請書と本人が添付した番号確認書類の数字を突合させる「番号確認」を行っている。その後、その処理をシステムに入力する際にも、マイナンバーが一致しているかの照合を行っている。

そのように具体的なことを記載した方がよい。記載することによって事務上支障がないのであれば具体的に記載した方が、市民が見たときにわかりやすい。

「こういうことをしたい」、「公正な」と記載されているが、市民が読んだときに、こういうことをやっているんだなとイメージできるような記述が少ないと感じたので、可能な範囲で、具体的に書いてほしい。

「ファイアウォールによる外部からの侵入を防御する」とあるが、入口対策だけではなくて、出口対策もきちんとしているのか。

基幹系システムはインターネットとは遮断されており、情報を外部に持ち出すには、上司の承認が必要となっている。USBメモリについても、あらかじめ登録されたものしか使用ができず、使用の際には自動的に暗号化されるようになっている。

「特定個人情報の保護に関する意識向上のための研修及び情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策についての研修を行う」とあるが、研修の頻度は決まっているのか。

1年に1回行っている。

- ・介護保険事務に関する特定個人情報保護評価について調査審議を行った。

「認知症が進むなどして、自分で個人番号を書類に記入するのが難しく、代理人もいない高齢者に関しては個人番号の記入の免除を認めることにより、誤った個人番号の取得を防止する」とあるが、その場合どのようにして本人確認をしているのか。

介護保険の手続きは高齢者支援センターや老人ホーム等、サービス事業所が代行で申請できるため、ほとんどの申請は代行で行われており、提出された書類の内容を確認している。

これだけの記述だと、きちんと確認しているのかがわかりにくいので、もう少しわかやすく書いてほしい。

「本市」という表現が多いが、「相模原市」と書いた方がわかりやすいと思う。委託に関する記載で「再委託する」とあるが、再委託先と直接、委託契約をすべきではないか。

「再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う」とあるが、これは委託先との契約の際に明確にしているのか。

契約の際に、誓約書等をもらう等市全体のルールがあって、それに基づく書類の中で、「受注者と同等の義務を負うものとする」としており、しっかりと届出を出してもらって明確にしている。

再委託先に問題が発生したときに、例えば委託先が無過失であっても、委託先が責任を負うという契約となっているのか。

そのとおりである。

「アクセスできないよう」「個人番号の検索を行えないよう」という記載があるが、「～よう」という表現は冗長でわかりにくいと思う。

「パスワードは定期的に変更する」とあるが、定期的な変更はむしろよくないとの見解がでている。

市全体のセキュリティポリシーに係る部分であり、今後、検討させていただく。

- ・住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価について調査審議を行った。

「システムの操作履歴を、定期的（月に1回程度）にチェックを行う」とあるが、毎日とか、少なくとも週1回とかの頻度が必要ではないか。

指摘のとおり、毎日確認するのが一番いいが、事務負担としてはかなりある。また、作業自体がセキュリティ区画の中でやらないといけないため、どれくらいの頻度でその区画に入るのかということも考慮して、検討する。

「担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する」とあるが、どのように確認しているのか。

アクセスする端末が区政推進課にあり、これを職員が使用する際には、管理簿に、日付・時間・担当課名・何の法令に基づいて何を検索するのかをチェックしている。その際に、申請書を持ってきてもらって、目的外の使用ではないことを確認している。

監査証跡の記録を行うと記載しているが、分析はしていないのか。

例えば、休日等本来使用してはいけない日にログインしたら、連絡がくるようになっている。また、システムの不具合があった場合には、システムを使用した職員名等の検索をかけている。

他の評価書で記載されていた「ログの分析」と同じことか。同じことをしているのであれば、評価書にも同じように「分析」について記載すべきである。

「ファイル複製しないよう、派遣者・委託先に対し徹底させる」とは、具体的にはどのような方法で徹底させているのか。

契約上の個人情報の取り扱いに関する特記事項で、特定個人情報の取扱いを定めていて、その中で委託先に対して、守秘義務を課した上で、誓約書を各従事者に作成してもらっている。

窓口での本人確認について、具体的にどんな措置をしているのかがあまり明確ではないので、もう少し具体的に、相模原市がどんな対策をして、職員がどんな動きをして対策をしているのか、イメージできるような記載がほしい。

特定個人情報の消去について、「消去手順」を定めていないとしていて、「150年間保存する」と記載されており、まだまだ先だから今は定めていないという趣旨であると思うが、「削除の定義の記載はない」との表現ではなく、保存期間終了後にきちんと対象データを削除する旨を記載した方がわかりやすいと思う。

本日提出してもらった、色塗りした「事務の内容図」は大変わかりやすかった。

## 2 その他

2次点検については、1月から2月にかけて実施される市民意見募集の結果の内容によって、開催の有無を検討することとした。

以上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会  
特定個人情報保護評価専門部会 出席者名簿  
(令和2年12月18日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	瀬戸 洋一	東京都立大学システムデザイン学部情報科学 科非常勤講師	出席	部会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	副部会長
3	松浦 薫	弁護士	出席	

任期は令和3年6月30日まで